

京都市内で飲食店等を経営される事業者の皆様へ

# 京都市客引き行為等の 禁止等に関する条例

❗ 客引き行為等をしない! させない! 利用しない! ❗

## ●客引き行為

不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

## ●勧誘行為

役務に従事するよう特定の者を勧誘する、いわゆるスカウト行為

## ●客待ち、勧誘待ち行為

客引き行為及び勧誘行為をする目的で相手方となるべき者を待つ行為

路上での客引き行為等を全て禁止しています!



## 事業者 の責務

市内全域において、全ての業種について、「客引き行為等」を行ったり、行わせたりすることのないよう努めなければなりません。

## 御協力をお願いします!

禁止規定を順守するとともに、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導・監督の徹底をお願いいたします。

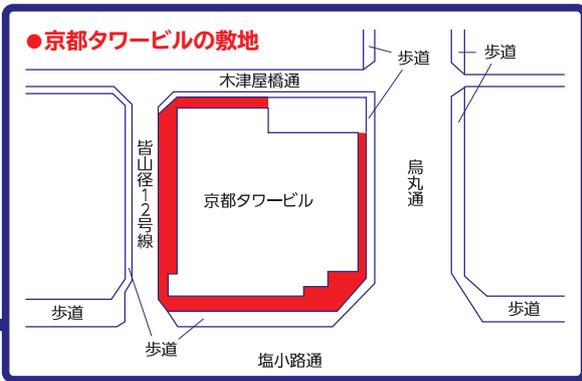
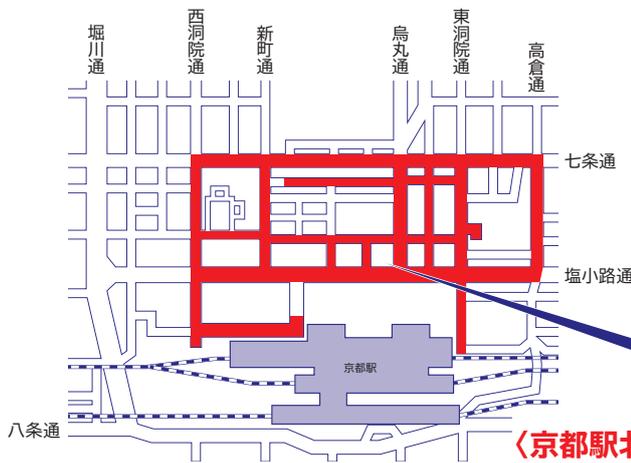
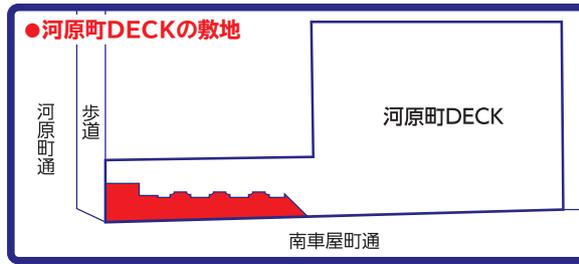
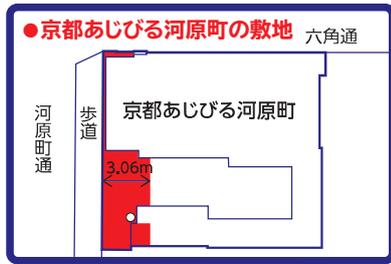


禁止区域内で違反行為を行うと、**指導⇒勧告⇒命令⇒過料及び公表**※と段階的に処分されます。 ※過料5万円以下のほか、住所・氏名・店舗名等がHP上で公表されます。

⇒ **客引き行為等をさせた店舗・事業者も対象です!**

# 客引き行為等禁止区域について

客引き行為等  
禁止区域  
京都市



不特定の者に対する行為は本条例で規制されません。

- 物品等の配布 (例: ティッシュ・チラシ配り)
  - 相手を特定しない呼び込み (例: 看板を持って立つ) 等
- ※路上で行う場合は道路交通法の規定に基づく道路使用許可を受ける必要があります。

問合せ：京都市文化市民局 暮らし安全推進部 暮らし安全推進課



不要になれば「雑がみ」として古紙回収へ



☎075-222-3193

発行：文化市民局 暮らし安全推進部 暮らし安全推進課  
令和6年8月発行 京都市印刷物第064401号